

## 大阪における PCB 廃棄物処理事業の受入条件

### 1 基本的考え方

国及び環境事業団は、大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「PCB 処理事業」という。）を行うにあたっては、それぞれの責任と役割を明確にしつつ、「大阪市における PCB 廃棄物処理基本計画」を踏まえ、安全性の確保に万全を期すとともに、収集運搬も視野に入れた総合的な管理体制の整備や積極的かつ適切な情報公開、さらに環境情報発信機能の整備と周辺環境への配慮など、処理事業全般にわたり市民の理解が得られるよう、地域に密着した安全・適正かつ早期の事業推進を図ること。

### 2 国及び環境事業団の責任と役割の明確化

#### (1) 国の責務

国は、PCB 処理事業全般を統括するとともに、事業主体である環境事業団を、責任をもって監督・指導すること。

#### (2) 環境事業団の責務

環境事業団は、搬入調整、処理施設の運営管理などが円滑に実施できる総合的な管理システムを構築し、近畿 2 府 4 県における PCB 廃棄物を関係自治体と連携して、責任をもって安全かつ適正に早期処理すること。

### 3 安全性の確保

#### (1) 安全性の高い処理技術の採用など処理における安全性の確保

環境事業団は、PCB 廃棄物の処理方式は、化学処理を採用すること。

化学分解にあたっては、環境事業団は、確実なる無害化の確認や事故並びに未分解による汚染防止に万全を期すこと。

処理施設には、誤動作やミスが事故につながらないような措置や万一事故が発生してもその事故が最小限に抑制される措置を講じるなど、環境事業団は、安全について二重三重の対策を施すこと。

処理施設は、自然災害（震災や風水害時など）も想定した、十分安全な施設とすること。

環境事業団は、あらかじめ、安全マニュアルを作成し、従事者に対する教育・訓練を行うこと。

環境事業団は、採用した化学処理方式に応じて必要な環境モニタリングを実施すること。

環境事業団は、地域の実情に配慮した PCB 廃棄物の「受入基準」を策定すること。

( 2 ) 収集運搬の安全性の確保

環境事業団は、前記「受入基準」及び国が策定する「(仮称)収集運搬に関するガイドライン」を遵守しない収集運搬業者等の受入れを行わないことを徹底すること。

#### 4 安全性確保の体制整備と情報公開

( 1 ) 「(仮称)PCB 廃棄物情報管理センター」の設置

PCB 廃棄物の安全で確実な処理を確保するため、環境事業団は、施設の稼働状況や搬入状況などが確認できる「(仮称)PCB 廃棄物情報管理センター」を設置し、収集運搬も視野に入れた一元的な情報管理体制を整備すること。

( 2 ) 「(仮称)事業監視委員会」への責任ある対応

環境事業団は、PCB 処理事業全般の状況について、学識経験者、市民代表等から構成する「(仮称)事業監視委員会」へ報告し、委員会からの要請に対して責任を持って対応すること。

( 3 ) 情報公開と市民への説明責任

環境事業団は、「(仮称)PCB 廃棄物情報管理センター」等により、事業の着手から終了に至るまでの間、処理施設の整備やその後の施設の稼働状況、収集運搬の状況や不測の事態における対応状況など、PCB 処理事業全般にわたり積極的かつ適切に情報公開を行うとともに、「(仮称)事業監視委員会」へ報告することにより、市民への説明責任を果たし、透明性の高い事業運営を行うこと。

#### 5 円滑な事業推進

( 1 ) 大阪市内の PCB 廃棄物の先行処理

環境事業団は、大阪市内の PCB 廃棄物を、平成 19 年度末を目途に先行して処理すること。

また、国及び環境事業団は、PCB 処理事業における処理対象物以外の PCB 廃棄物について、処理体制の早期整備を図ること。

( 2 ) 関係自治体との連携

環境事業団は、近畿 2 府 4 県における PCB 廃棄物広域処理事業の推進を図るために設置した「近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 PCB 廃棄物広域処理部会」に積極的に協力し、処理施設の円滑かつ適正な運転管理を図ること。

( 3 ) 地域に密着した事業推進

環境事業団は、事業の実施にあたって、「廃棄物処理法」等の関係法令に基

づき良好な生活環境を保全するとともに、地域と共生できる事業運営を行うこと。

## 6 環境情報発信機能の整備と周辺環境への配慮

### (1) 環境関連施設と連携した環境教育・環境情報発信機能の整備

「環境先進都市おおさか」をアピールするため、処理施設は、建設地域に立地する環境事業局舞洲工場などの環境関連施設と連携し、当該地域が、環境教育や環境情報発信の役割を担えるよう整備すること。

### (2) 周辺環境への配慮

処理施設は、舞洲地区の地域特性を踏まえた「舞洲地区地区計画」及び「舞洲地区まちづくり要綱」に適合させることとし、特に、施設のデザインについては、環境事業局舞洲工場及び都市環境局舞洲スラッジセンターに最大限配慮し、周辺環境に調和したものとすること。